

議案第56号

愛西市部設置条例の一部改正について

愛西市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、新たに部を設置する等のため改正する必要があるからである。

愛西市部設置条例の一部を改正する条例

愛西市部設置条例（平成27年愛西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「健康福祉部」を「保険福祉部」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 健康子ども部

第2条第2号に次のように加える。

オ 防災、防犯及び交通安全に関すること。

第2条第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「健康福祉部」を「保険福祉部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号エ中「保健及び」を削り、同号エを同号ウとし、同号中オをエとし、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 健康子ども部

ア 保健に関すること。

イ 子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。